

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 原村

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,119	1,336	125	2,581

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	3,900	3,364	537	467	122	2,048	
有線放送事業特別会計	37	34	3	3	19	-	
農業者労働災害共済事業特別会計	2	1	1	1	-	-	
一般会計等	3,921	3,380	541	471		2,048	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	153	138	15	793	2	126	162	法適用企業
下水道事業特別会計	432	319	113	45	625	2,628	2,089	法適用企業
国民健康保険事業特別会計								
(事業勘定)	891	805	86	86	56	-	-	
(直診勘定)	113	62	51	51	-	3	-	
老人保健特別会計	62	59	3	3	4	-	-	
後期高齢者医療特別会計	55	55	0	0	17	-	-	
公営企業会計等 計				978		2,757	2,091	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
諏訪広域連合								
(一般会計)	190	159	30	30	0	-	-	
(救護施設八ヶ岳寮特別会計)	401	380	21	22	0	509	32	
(諏訪広域消防特別会計)	2,342	2,148	195	195	0	-	-	
(ふるさと市町村圏基金事業特別会計)	25	13	11	11	0	-	-	
(介護保険特別会計)	12,485	12,179	306	309	0	-	-	
(特別養護老人ホーム志月荘特別会計)	390	317	73	73	0	-	-	
長野県市町村自治振興組合	152	150	2	2	0	-	-	
長野県後期高齢者医療広域連合								
(一般会計)	1,862	1,719	143	143	21	-	-	
(後期高齢者医療特別会計)	191,254	184,180	7,074	7,074	2,282	-	-	
長野県市町村総合事務組合								
(一般会計)	8,481	8,412	69	69	1,400	-	-	
(非常勤職員公務災害補償特別会計)	26	24	2	2	17	-	-	
諏訪中央病院組合								
(看護専門学校特別会計)	140	133	6	6	0	53	6	
(介護老人保健施設特別会計)	421	409	12	12	0	250	27	
(総収益)(総費用)(純損益)	6,421	6,953	532	2,240	0	5,058	358	
南諏衛生施設組合	361	292	69	69	0	39	5	
諏訪南行政事務組合								
(一般会計)	65	57	8	8	0	-	-	
(ごみ処理事業特別会計)	756	684	72	72	0	860	102	
(灰溶融事業特別会計)	24	13	11	11	0	44	6	
南信地域町村交通災害共済事務組合	64	49	15	6		-	-	
一部事務組合等 計				10,354		6,813	536	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
原村振興公社	2	16	50	-	-	-	-	-	
(有樫の木)	3	3	2	-	-	-	-	-	
原村土地開発公社	1	348	5	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			57	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	788	791	3
減債基金	659	666	7
その他充当可能基金	1,504	1,403	101
充当可能基金計	2,951	2,860	91

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	19.02	18.23	0.79	15.00	20.00	(該当事業なし)			
連結実質赤字比率	61.32	55.75	5.57	20.00	40.00				
実質公債費比率	14.5	13.6	0.9	25.0	35.0				
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	0.38	0.39	0.01						
経常収支比率	83.5	82.6	0.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。